

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

専決第 1 号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

令和 6 年 9 月 9 日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和 7 年 1 月 6 日専決

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

事 故			相手方住所 氏名	損害賠償の額
市所属氏名	場 所	概 要		
消防署 主事 中村祥太郎	岩倉市東新 町江向地内	救 急 要 請 を 受 け、 岩 倉 団 地 4 4 棟 東 側 道 路 に 停 車 さ せ た 救 急 車 を、 他 の 通 行 の 妨 げ に な ら な い よ う 岩 倉 団 地 4 5 棟 北 側 道 路 に 移 動 さ せ よ う と し た 際、 車 両 フ ロ ン ト 中 央 部 が 岩 倉 団 地 4 4 棟 北 側 道 路 東 端 に 設 置 し て あ る ガ ー ド パ イ プ に 接 触 し、 ガ ー ド パ イ プ を 損 傷 さ せ た も の。	愛知県名古屋市中区金山 1 丁目 1 2 番 1 4 号 金山総合ビル 6 階 独立行政法人 都市再生機構 業務受託者 株 式 会 社 U R コ ミ ュ ニ テ ィ 名 古屋住まい センター センター長 小嶋 正彦	83,600 円

専決第 2 号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

令和 6 年 1 1 月 1 1 日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和 7 年 1 月 9 日専決

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

事 故			相手方住所 氏名	損害賠償の額
市所属氏名	場 所	概 要		
維持管理課 主査 中村 隆志	岩倉市本町 南新溝廻間 地内	岩倉北小学校屋 内運動場等複合 施設南の駐車場 南側フェンス付 近の市有地の草 刈り中に草刈用 飛散防止柵を フェンスに立て かけたままその 場を離れた際 に、草刈用飛散 防止柵が倒れ、 当該駐車場に駐 車していた相手 方車両左側後部 に接触し、破損 させたもの。	愛知県小牧 市 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	149,490 円

専決第 3 号

岩倉市長選挙の無投票に伴う損害賠償の額の決定について

令和 7 年 1 月 2 6 日執行の岩倉市長選挙の無投票に伴い、次のとおり損害賠償の額を決定した。

令和 7 年 1 月 3 0 日専決

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

委託業務名	概 要	相手方住所氏名	損害賠償の額
岩倉市長選挙に係る投票受付等業務	令和 7 年 1 月 2 6 日執行の岩倉市長選挙が無投票となったことに伴い、期日前投票及び当日投票の受付業務等に従事する労働者の派遣を要しなくなったことから、契約の一部を変更し、相手方が受けた損害を賠償するもの。	愛知県名古屋市東区東桜一丁目 1 3 - 3 NHK名古屋放送センタービル 1 2 F 株式会社オムニ代表取締役 高井 令	759,730 円